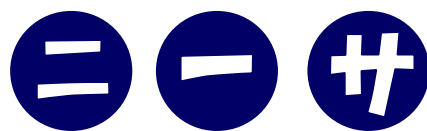


NISA



(少額投資非課税制度)

口座開設キャンペーン

平成25年10月1日(火)～平成26年1月31日(金)

対象期間中に「NISA」口座を開設いただいたお客さまへ



1,000円キャッシュバック!

※キャッシュバックの対象は当組合組合員の方に限ります。

※1,000円については平成26年2月以降にご指定の当組合ご本人さま口座に入金します。

ご存知ですか?

NISAとは…?

平成25年12月末で終了する現行の証券優遇税制に代わり、平成26年1月から税制面における措置として新たに始まる制度です。

NISAは英国のISA (Individual Savings Account) を参考に創設された制度で、毎年100万円を上限とする上場株式・公募株式投資信託等の新規購入分を対象に、その配当や譲渡益等を最長5年間、非課税にする制度です。

NISA (少額投資非課税制度) のポイント

- 1 株式投資信託・上場株式等の
配当所得・譲渡所得が非課税
- 2 対象は日本に住む
20歳以上の方
- 3 平成26年から平成35年まで
毎年100万円の非課税投資枠
- 4 それぞれ投資をはじめた年から
最長5年間の非課税期間
- 5 非課税投資枠は
最大500万円
- 6 非課税口座の開設は
1人1口座

※裏面も必ずお読み下さい。

【NISA口座のお申込みに必要な書類】

- ① 住民票の写し（原本）
 - ② 非課税適用口座確認書の交付申請書兼
非課税口座開設届出書
- ※ ①.お住まいの市町村にてご自身で
取得下さい。
- ※ ②店頭にご用意しております。

上記の書類をご準備いただき、当組合
本店営業部または本館出張所へお越し
下さい。



ご注意

平成25年1月1日以降に転居されている方は、「①
住民票の写し」にかわり、次の書類をご準備下さい。

A：同一の市町村内で転居された方

平成25年1月1日時点の住所の「履歴付住民
票の写し（原本）」

B：異なる市町村間で転居された方

次の（1）と（2）両方の書類をご準備下さい。

（1）平成25年1月1日時点の住所の「住民
票除票」

（2）現住所が確認できる公的書類

運転免許証・健康保険証・住民票等

投資信託ご購入の際の留意事項

- 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- 投資信託は、預金と異なり元本および利回りの保証はありません。
- 当組合で取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当組合は、ご購入・ご売却のお申し込みについて取扱いを行っております。投資信託の設定・運用は各運用会社が行います。
- 投資信託の運用による利益および損失は、投資信託をご購入いただいたお客さまに帰属します。
- 投資信託の基準価額は、組入れ有価証券（株式・債券等）等の値動きにより変動しますので、投資元本を割り込む場合があります。
- 組入れ有価証券（株式・債券等）の価格等は、経済情勢・金利動向・その他有価証券等の発行者の信用状態の変化等や、取引が十分な流動性のもとで行えない（流動性リスク）等により変動しますので、投資元本を割り込む場合があります。
- 外貨建て資産に投資するものは、この他に通貨の価格変動（為替変動リスク）により基準価額が変動しますので、投資元本を割り込む場合があります。
- 投資信託のご購入から換金・償還までの間に直接または間接にご負担いただく費用には次のものがあります（当組合では販売中の追加型投資信託の上限を表示しています）。
 - ・ 購入手数料（申込金額等に応じ、基準価額に対して、最大3.15%（消費税込））
 - ・ 信託報酬（信託財産の純資産総額に対して、最大年率1.89%（消費税込））
 - ・ 信託財産留保額（換金時の基準価額に対して、最大0.5%）
 - ・ 監査費用・売買委託手数料等その他費用実際の費用の種類・額および計算方法はファンドにより異なります。また、その保有期間・運用状況等により期中の手数料が変動するファンドもありますので、事前に料率、上限額等をお示しすることができません。その詳細は、各ファンドの「交付目論見書」および「目論見書補完書面」でご確認ください。
- 当資料は、当組合が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 投資信託のご購入に際しては、必ず最新の「交付目論見書」および「目論見書補完書面」により商品内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 「交付目論見書」および「目論見書補完書面」は、当組合の本支店の投資信託取扱窓口にてご用意しております。

■お申し込み・ご相談は

本店営業部

長崎市水の浦町1-2 電話：095-861-3724
構内電話：57458

本店営業部本館出張所

長崎市飽の浦町1-1 電話：095-864-0637
構内電話：54684・55734



登録金融機関

福岡財務支局長（登金）第112号